

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 月 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 久保田 直樹

1. 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度国立研究開発法人水産研究・教育機構 PMO 支援業務
- (2) 調達仕様 業務仕様書による。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 履行場所 業務仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁に記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構

総務部調達課

電話 045-277-0133

FAX 045-277-0218

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「令和8年度国立研究開発法人水産研究・教育機構 PMO 支援業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「令和8年度国立研究開発法人水産研究・教育機構PMO支援業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

令和8年1月21日 13時30分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

※ 入札説明会に参加を希望する場合は、令和8年1月19日までに入札説明書等添付の「入札説明会参加申込書」を上記4. ①あてにFAX等を行うこと。

また、当日は入札説明書等一式を持参すること。

※ ただし、オンライン形式で行う場合もあるため、オンライン形式で開催する場合は、参加希望者に別途、連絡をする。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和8年2月27日 12時00分
4. ①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8. の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年3月6日 11時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7. で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。※ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1と

- して再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: <http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/koutekikenkyuhifuseiboushi.html>)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 調達件名

令和8年度国立研究開発法人水産研究・教育機構PMO支援業務

2. 目的

国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）は、水産業が抱える課題を解決するため、水産分野における研究開発と人材育成を推進し、その成果を最大化し社会への還元を進めることで、我が国の水産業を活性化させることを任務とする組織である。

機構では、この任務の効率的な遂行のために、各種情報システムを運用している。これらの情報システムには、多くの国民へ広く研究情報を発信するシステムや水産研究を推進するためのシステム、教育に係るシステム及び総務系のシステムなどがある。

機構では、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、情報システムの適切な整備及び管理を進めているが、デジタル庁及び主務省である農林水産省の主導により、次の方針を定めている。

情報システムの整備・管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

本業務は、機構において上記を円滑に推進することを目的として、必要となる外部専門家の支援を調達するものである。

3. 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. PMO及び請負者の基本的な役割の考え方

1) PMOの役割

(1) PMOは、機構の特殊性（※）に配慮しつつ、PJMOと連携・協力し、機構の基本理念・中長期計画に照らした情報システムの企画・整備・改善等に係る検討、情報システムに関する基本的な方針ならびにそれらの予算、調達及び人材育成等の方針の策定、情報セキュリティ対応、情報システムの保守・管理、情報システムに係る機構の各機関への指導・助言等を行う。

※機構は、研究開発業務を担う水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センターと教育を担う水産大学校（ネットワークユーザとして職員ではない学生を有する）という、目的・役割・組織構成が大きく異なる2種類の組織を有している。さらに、それらで働く研究開発・教育職員数は、一般の事務系職員よりも多く、利用している情報システムも多岐にわたっている。加えて、研究所と大学校は漁業調査船、漁業練習船を複数隻擁しており、情報システムは非常に複雑なものとなっている。

2) 請負者の役割

- (1) 請負者は、以下の「業務の内容」に示す請負者のなすべき業務に関し、情報収集・分析、課題の抽出、対応方針の提案等について、PMOへ説明を行い、必要に応じて意見や助言等を行うなど、専門的・技術的な見地からPMOに対して必要な支援を行う。

5. 業務の内容

本業務は、以下のPMOが取り組むべき項目に対する支援及び助言である。

1) PMOの進捗管理及びPMO支援の実行状況の整理

- (1) 請負者は、隔週で開催する（契約期間内に16回程度開催）PMOミーティング（以下「ミーティング」という。）へ参加すること。参加方法は、機構本部事務所での対面ミーティングへの出席、またはマイクロソフト社製 Teams によるリモート参加でも可とする。ただし、リモート参加の場合、会議資料を共有可能な Teams 環境を請負者において用意するものとする。
- (2) 請負者は、契約締結後、速やかにPMOと打合せを行い、以下の3つの様式等を確定すること。
 - ①ミーティングの進行方法
 - ②ミーティングの資料として提出するPMOタスク管理表
 - ③主要プロジェクト状況および課題管理表
- (3) 請負者は、PMOから情報収集を行い、PMO業務の進捗状況を把握し、
 - ①PMOタスク管理表
 - ②主要プロジェクト状況および課題管理表を取りまとめ、ミーティング開催前日までに機構PMOの承認を得て、ミーティング時に使用する資料をマイクロソフト社製 Office 製品（Word、Excel、PowerPoint）にて用意すること。
- (4) 請負者は、PMO業務の実行状況の整理を行い、必要に応じてミーティング時に実行状況についての評価、助言及び改善提案を行うこと。
- (5) 請負者は、PMOが行う情報セキュリティならびに情報システム管理に関する業務について助言を行うとともに、機構内部に周知するための資料を作成すること。
- (6) 請負者は、機構の各システムの管理状況を組織横断的に集約し分析することにより、機構に適したIT資産管理方法やIT情報の活用についてPMOに提案すること。
- (7) 請負者は、次年度以降に実施すべきPMO運用の改善点・計画案・工程表を提案すること。

2) 情報資産管理に関する支援

- (1) 機構で運用しているIT資産管理システム（ディー・オー・エス社製 System Support best1 : SS1）に登録されている情報及び情報システム台帳を基に、機構の研究開発法人であるという特殊性を考慮したうえで、現状のIT資産管理システムによる資産管理の運用改善について助言・支援を行うこと。
- (2) IT資産管理システムに登録されているソフトウェア一覧を利用し、シャドーIT対

策の調査・対策検討を行い、シャドーIT の抑制・撤廃に向けた助言・支援を行うこと。

- (3) 情報資産管理台帳に登録されている情報システムについて、更新作業を支援すること。また、更新された情報を整理し、適切な情報更新がなされているかを確認するとともに更新作業全体の効率化に向けた助言・支援を行うこと。

3) 一元的なプロジェクト監理の実施に伴う支援

情報システムについて、予算要求時、予算執行段階において、以下の(1)及び(2)の各種支援を行うこと。業務実施にあたっては、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに記載のある一元的なプロジェクト監理の実施手法を参照モデルとすること。

(1) 予算要求に関する助言・支援

情報システムに関する予算要求資料について、システムの有効性及び要求概算額の妥当性に関して事前チェックを実施し、技術アドバイザー的見地からプロジェクト計画書を主とした各種作成資料の確認を行い、プロジェクトの適切な推進への助言、支援を行うこと。また、要求後に農林水産省からの照会事項への対応に関する助言を行うこと。さらに、次年度予算要求に向けて重点監理対象となり得るシステムに対しては、時間的余裕をもって(2月頃を目処に)ヒアリング等を実施し、プロジェクト計画書等の更新に関する助言・支援を行うこと。

(2) 予算執行段階での助言・支援

予算執行時には、予算要求時のものから更新されたプロジェクトの計画について、技術アドバイザー的見地による事前チェックを実施し、実効性、調達の公平性、サプライチェーン・リスク対応等の確認及び助言、さらに計画の執行支援を行うこと。また、情報システム調達事務手続きの改善のための助言および支援を行うこと。

4) 情報システムの新規開発及び更新に伴う助言・支援

情報システムの新規開発及び更新作業について、PMOの支援を行うこと。

- (1) 新規開発する情報システムについて、システム構築のために必要なシステムの企画、要件定義の各段階において具体的な助言・支援を行うこと。
- (2) 情報システムの調達手続きに伴うサプライチェーン・リスクへの対応支援、情報システム調達仕様書作成の助言・支援を行うこと。
- (3) 更新を予定している情報システムについて、デジタル庁のプロジェクト計画書に準じた、機構の特殊性に対応した更新プロジェクト計画書の作成の助言・支援を行うこと。

5) 機構各部署からの情報システムおよびDX(デジタル技術を活用した業務・組織・社会の変革)の推進に関する個別相談に対する助言・支援

機構各部署からの情報システムおよびDXの推進に関する個別相談に対し助言・支援を行うこと。

- (1) デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和6年6月21日閣議決定)への取組における各種作業等の支援を行うこと。

(2) 機構各部署から個別相談のあった事項に関して、ミーティング時に助言・支援を行うこと。

6) 国の行政機関及び独立行政法人における情報管理に関する情報収集

国の行政機関及び独立行政法人における情報管理に関する公開情報を収集し、機構PMOの業務運営の改善策について助言・支援を行うこと。

6. 成果物等の提出方法

次に示す各成果物を期日までに提出すること。また、本業務完了時に紙媒体及び電子媒体で納入すること。

項目	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施体制表	1	契約締結後及び変更が生じた後速やかに
2	下請負届	1	契約締結後速やかに ※該当しない場合は省略できる
3	実績・資格及び実施計画書 ^(注1)	1	契約締結後速やかに
4	作成資料一覧	1	納入時期までに
5	完了届	1	納入時期までに
注1)	実績・資格及び実施計画書は7によるものとする。		
	紙媒体：1部（A4版をパイプ式ファイルに保存すること。） 電子媒体：電子データを収納した電子媒体（DVD-R等）一式 電子データは、PDF形式、Word、Excel、PowerPointとすること。 提出場所：国立研究開発法人水産研究・教育機構経営企画部情報管理課 〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階		

7. 実績・資格及び実施計画書

1) 組織の実績・資格等

(1) 請負者は、次の資格及び実績を有すること。

①本業務を実施する組織（会社全体または所属部門）においてISO/IEC27001（ISMS）の認証を取得していること。

②本業務を実施する組織（会社全体又は所属部門）においてISO9001（QMS）の認証を取得していること、またはこれと同等の品質システムを有していること。

(2) 国の行政機関または独立行政法人に対する技術アドバイザー業務、開発費用が1,000万円を超える大規模システムの企画、調達、構築、運営に関わるプロジェクト・マネジメント支援業務、その他本業務に類する業務の実績を有すること。

(3) 各担当者の技術能力は以下のとおりとする。

①本業務の主要担当者は、次のいずれかの資格を有すること。

- ・PMP（Project Management Professional）
- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
- ・ITコーディネータ
- ・ITストラテジスト

②業務に従事する全ての担当者が、政府機関統一基準群について理解しており、関連する業務経験を有すること。

2) 実施計画書

(1) 実施管理体制

本業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ①作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ②実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）。

(2) 実施管理の具体的な方策

本業務に対して品質を確保するための、本業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

8. 検収条件

本仕様書の要件を満たした「6. 成果物等の提出方法」に記載の成果物を全て提出し、機構の検査職員の検査に合格したことをもって検収とする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- 1) 請負者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について機構担当者に書面で提出すること。
- 2) 請負者は、機構担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- 3) また、本業務において請負者が作成する情報については、機構担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- 4) 請負者は、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報セキュリティの確保に関する規程」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて機構担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- 5) 請負者は、機構担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、本業務において請負者が作成した情報についても、機構担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- 6) 請負者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(注意事項) 国立研究開発法人水産研究・教育機構における情報セキュリティの確保に関する規程については、契約締結後に情報を共有する。

10. 入札制限等

- 1) 本業務において、より一層の透明性、公平性を図るため、本業務の業務期間において、機構の個別業務・システム支援業務、設計・開発工程管理支援業務、設計・開発業務、運用業務及びシステム監査業務を行う事業者は、本業務を受注できないものとする。

2) 情報システムに係る調達の実行性、公平性を確保するため、本業務の請負者及び当該請負者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本業務の業務期間に限り、機構における情報システムに係る調達案件のすべてに入札できないものとし、また、本業務の業務期間後2年間に限り、機構における情報システムに係る調達案件のうち本業務において調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行った調達案件に入札できないものとする。

1 1. その他

- 1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、機構担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- 2) 本業務に従事する担当者は、機構担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- 3) 請負者は、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ書面による承認を受けた場合に限り、認めることとする。
- 4) 業務上不明な事項が生じた場合は、機構担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- 5) 常に、機構担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- 6) 本業務において納品される成果物の著作権は、業務が完了した時点で、機構に移転する。請負者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- 7) 成果物納入後に請負者の責めによる不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。